

キャン ドウ

CanDo アフリカ

特定非営利活動法人アフリカ地域開発市民の会(CanDo)会報 2019年7月 [第87号]



活動の方向性	マラウイで活動を開始して5か月	永岡 宏昌
ボランティア便り	5月21日、マラウイの総選挙	永岡 宏昌
報告	マラウイでの活動—2019年1月～5月—	宇野由起信
	ボランティアとパロンベの仕事と暮らし	飯野ちひろ
国内	2019年度年次総会を開催	
ひと	マラウイ人支部の理事2人と調整助手4人を紹介します	大門 志織
事務局から		

写真は、現地事務所で使うテーブルとベンチの製作を注文した店(左側の赤い壁はレストラン)

マラウイ共和国で活動を開始して5か月

代表理事 永岡 宏昌

マラウイ共和国南部州パロンベ県で当会の活動を開始して5か月になります。

目指すのは、地域の大人たちが、子どもの健康と教育を保障するために、さまざまな視点・知識・技能を身に付けて、改善に向けて実践していけるように協力することです。

初等学校では子どもの多くが低学年から学校を中退しています。保護者を中心とした地域住民が、これを問題として考えること。そして、改善のひとつとなる教室建設に取り組むように、視点・知識・技能を身につけることが最初の事業です。それを展開しながら、子どもの健康を守るため、プライマリ・ヘルスケアや「性と生殖に関する健康」などの分野に活動を広げていきます。

当初から協働事業と位置付けていたパロンベ県が、実質的な協働を考えていることが確認できました。初等学校が対象なので教育局が主ですが、住民参加の側面から地域開発事務所も連携し、必要に応じて公共事業局や環境事務所も協力することになりました。当会が準備した研修手順書なども関係事務所が確認し、学校を訪問して関係者と話し合う際には行政官も同行しています。それぞれの助言や主張があり、役所間の意見調整は難しいようで、個別に説明や説得するの

に、時間と労力を要しています。

そして、地域に根ざした、自律的で継続的な活動に発展するために、さまざまなリーダーと話し合っています。パロンベ県の下位行政単位として、伝統首長区、集合村、村が置かれています。それぞれの長(チーフ)は、特定の家族に属し世襲する地位とされ、政府からの報酬があり、権威ある存在とされています。県の行政官が他地域から派遣された外部者であるのに対して、チーフは代々地域に暮らす当事者といえます。行政官も住民もチーフを重視し、会議の場では、チーフの合意が住民の総意として説明されます。当会は、すべての伝統首長から個別に事業への同意を得ました。また、事業の候補校では、校長や保護者代表のほか、通学圏の集合村長・村長も参加する会議を何度も開催して、合意を形成しました。自分の意見に固執するチーフに対しては、保護者代表が事業主旨を説明して賛同を促す場面や、当会との会議後に別途話し合っ、チーフの合意を得た例などがありました。これらのリーダーが、一般保護者や住民へ当会の事業を説明して、合意を得ているということです。これから当会は、候補校の保護者総会に参加して、合意を確認し、保護者への研修を開始します。

ボランティア便り

5月21日、マラウイの総選挙

永岡 宏昌

マラウイ共和国では、5年ごとに大統領、国会議員、県会議員を同時に投票する総選挙を実施します。総選挙のたび、選挙の前に18歳以上の国民は、近くの初等学校など投票所で選挙人登録をします。今回は2018年に行なわれ、686万人が登録しました。

今年の5月21日が投票日でした。有効投票総数が511万人で投票率74%、と選挙管理委員会(MEC)から発表されました。2018年には国勢調査も行なわれ、総人口1756万人、そのうち18歳以上は870万人と発表されています。成人国民の79%が選挙人登録をし、59%が投票したようです。

大統領選挙は、主要3候補による接戦が予想されていました。再選をめざす現職のムタリカ大統領に対して、2014年の前選挙で次点となった野党のチャクウェラ党首とともに、与党を離党したチリマ副大統領が立候補しました。

投票日の5月21日に開票が始まると、さまざまな不正情報がメディアから発信されました。投票所で作成された開票結果の公式集計票が、修正液で修正されているという写真付きの記事も出回りました。25日には、野党が裁判所に対して、MECの集計と結果発表の差止め、そして10県(28県のうち)で

の開票結果の再調査の仮処分申請を行いませんでした。

いったん認められましたが、27日にはその仮処分は撤回されました。直ぐにMECから、現職大統領が有効投票数の38.57%を獲得し、次点の主要野党候補の35.41%、第3候補の20.24%を上回るとして、再選という結果が発表されました。翌日に大統領の就任宣誓式が行なわれました。

一方、野党は、抗議デモと裁判所への提訴で対抗し、憲法裁判が実施されることになりました。6月26日、野党は、開票結果の再調査から大統領選挙の再実施へ提訴を変更しました。次の公判は7月29日、8月21日までに判決が下ると予想されています。

この一連の動きは、ケニアでの2017年大統領選挙を思い出します。あの選挙でも、不正を疑われる集計票が指摘され、メディアなどに写真が出回りました。裁判の結果、選挙手続きに重大な欠陥があるということで、選挙を無効として、再選挙となりました。

マラウイでもケニアでもスマートフォンを使う住民もいて、地方でもインターネットに接続できます。その状況が、投票と結果発表との間の闇を明るくする役割を果たすのかもしれませんが。

マラウイでの活動—2019年1月～5月

調整員 宇野 由起信

□1月

1日付でブランタイヤ事務所・宿舍の賃貸契約を結びました。

*28日、外務省と日本 NGO 連携支援無償資金事業の贈与契約を締結(会報86号参照)

□2月

11日、パロンベ県ミゴウィ町(中心のパロンベ町より北)に現地事務所を設置しました。

6日、パロンベ県執行委員会の会議で事業の説明を行ない、同県での当会の活動が承認されました。

県知事および関係局長と事業の実施について協議を重ね、次のように合意しました。合意形成のための学校訪問には、教育局と地域開発局の行政官が同行すること。最初の訪問の前にその地域の伝統首長を訪問すること。訪問する候補となる初等学校は教育局が選定すること(9教育区)。

□3月

教育局と地域開発局の行政官とともに、6の全伝統首長区の長、そして候補校18校(1教育区ごとに2校)を訪問しました。

伝統首長に事業の説明をして、継続的な協力、および保護者が困難に直面した際の支援について合意しました。

1回目の学校訪問で事業の説明をしました。

当会で、学校関係者とのやり取りや学校の状況等を踏まえ、教育区ごとに1校の優先校(計9校)を決めました。

優先校に2回目の学校訪問を開始しました。事業への理解と合意を確認し、学校として保護者総会を開催し、学校関係者が一般の保護者に本事業を説明し、話し合うことを合意しました。

□4月

優先校9校の2回目訪問が完了しました。

保護者総会を開催して、一般保護者と事業について合意した学校に、3回目の学校訪問を開始しました。

学校内部と関係者の合意形成を確認しました。地域の全ての集合村(伝統首長区の下行政単位)の長の合意が確認できなかった学校には、フォローアップの訪問を行なうことにしました。

当会と学校との覚書締結に向けての準備を進めました。

□5月

県知事に事業の進捗を報告し、当会と学校との覚書の内容について、県行政官との協議を開始しました。

4校で覚書締結の準備が整っています。

ブランタイヤとパロンベの仕事と暮らし

事務局員 飯野 ちひろ

マラウイに駐在するスタッフは、ブランタイヤとパロンベを行き来しながら、事業に携わります。その日々の一部を紹介します。

◆宿舎と宿泊施設

ブランタイヤで事務所とは別棟にある宿舎には、4つの寝室(ベッドは蚊帳付き)、リビング、台所、シャワールームとトイレがあります。水の供給が不安定なので、プラスチックのパケツに水道水を汲み置きして、断水の際は生活用水として使います。一時的な停電もあります。そこで料理には電気コンロとガスコンロ(ボンベから使用)を使っています。

週日はパロンベで「ロッジ」と呼ばれる宿泊施設に泊まります。一人部屋で、蚊帳付きのベッド、(運が良ければ)机、トイレ、洗面器がついています。朝と夜にもらえる温かいお湯で、体を拭いたり、顔を洗ったりした後は、トイレを流すのに使います。

◆交通手段

ブランタイヤからパロンベに月曜に向かい、木曜に戻る移動、そして週の中の活動では、契約しているレンタカー会社の車を使います。活動が多くスタッフが分かれて動く場合は、公共交通機関を利用します。ブランタイヤでもパロンベでも、ミニバスは主要な交通手段です。パロンベでは他に相乗りのタクシーや自転車の後ろの席(荷台)を利用します。

◆食事

マラウイの主食はシマ(ケニアのウガリと同じく、粉にしたトウモロコシを練って作る)ですが、パロンベは米の生産地で、地元の食堂でも米を選べる所が多くあります。炊き立てのご飯と肉、野菜、豆という食事が主になっています。朝、時間に余裕があればティールームでミルクティーを飲み、小腹がすいたときには、道端やマーケットでは揚げドーナツやふかした芋で満たします。

ブランタイヤでは自炊中心になります。

◆ある日の動き

パロンベで—

- 07:30 ミゴウィ事務所で打ち合わせ
- 08:00 学校訪問へ出発
 - | 途中、行政官を車で迎える
- 10:00 学校に到着
- 12:00 学校を出発
 - | 途中、行政官を車で送る
- 14:00 マラウイ人スタッフとレビュー会議
- 15:00 行政官訪問
- 17:00 日本人スタッフでレビュー会議
 - ブランタイヤで—
- 07:00 東京事務所とスカイプで週例会議
- 09:00 マラウイ人スタッフと週例会議
- 13:00 ブランタイヤ市内で業務
- 16:00 翌週の計画準備

2019年度年次総会を開催

3月30日、不忍通りふれあい館で2019年度年次総会を開催しました。一般会員31人—うち書面表決12人、表決委任11人—と賛助会員1人が出席。一般会員53人の3分の1以上という定足数を満たして成立し、加藤明彦さんが議長を務めて、3つの議案の審議を行ないました。「第1号議案 2018年度活動報告・会計報告」「第2号議案 定款第17条第2項—役員に関する条項—を修正する変更」「第3号議案 2019年度活動計画・予算」が承認されました。

第1号議案 2018年度活動報告・会計報告では、代表理事(兼 事業責任者)永岡宏昌から、2013年10月～2018年3月に実施したマチャコス地方マシंगा県の活動で、地域保健ボランティア(CHV)400人を育成して、8つの保健単位(CHU)を形成(対象の住民は約5万人)した、という補足説明がされました。

質疑応答では、「ケニアの1か所—カンバ人が住むカンバランド—における20年間の定点観測の動きはどういうものか」という質問がありました。

「カンバランドでナイロビに近づいていった背景は何か、というと、ひとつに治安の問題がある。東に進むとソマリアに近づく。結果的によかったと考える。カンバランドでは、東

に行くほど乾燥度は高く、人口密度は低くなる。西に行くと、農業の比率が高くなり、援助の量が増える。3つ目、最後の活動地であるマシंगा県では、当初、行政官に『援助の影響で住民参加は難しい』と言われたが、実際は住民参加が実現された。また、施設拡充では、東では教室建設、西は教室の構造補修が主となった」と永岡が答えました。

「広報でツイッターの使用を考えないのか」という質問には、「ツイッターは字数の制限もあり感覚的、という印象を受け、活動紹介にはfacebookのほうがよいと考えている」と答えました。

第2号議案 定款第17条第2項の変更では、マラウイにおけるNGO登録の申請にあたり、定款の英訳を作成する際、<第3章 役員および職員>(解任)第17条において、「役員を解任」とするところを「会員を除名」(第2章 会員(除籍)第11条と同一)と誤っていたことが判明し、変更を年次総会ではかることが必要となった、と事務局長 佐久間典子が説明しました。

第3号議案 2019年度活動計画・予算では、「マラウイでの活動は何年くらいを考えているのか」という質問があり、「10年くらいを考えている」と永岡が答えました。

ひと

マラウイ支部の理事2人と調整員助手4人を紹介します

調整員 大門 志織

◆理事

ピーター・カタ

社会的企業ビーハイブ執行役員。



ムゾンディ・チランボ

弁護士。



2人のプロフィールは、会報85号「活動の方向性 マラウイ共和国でのNGO登録が完了」を参照。2018年11月5日に登録した当会のマラウイ支部では、永岡宏昌代表理事を含めた3人の理事で構成する理事会を設置。

◆調整員助手

ウェロス・チワンダ

(4月～)

学校訪問が決まると張り切る様子が見られたり、インターンにマラウイの学校制度を教えてくださいたりするなど、現場での活動に意欲的。最年少で、他のスタッフいわく、マラウイのボードゲーム「バオ」のエキスパート(バオについては、会報84号を参照)。



チクンブツォ・バンダ

(4月～)

何事にも真面目に取り組む。穏やかで謙虚な性格で、少しシャイだが、会議でははっきりと現場の状況報告を行う。もうすぐ子どもが生まれ、パパになる予定。



クリスティーナ・ダラマ

(5月～)

男性スタッフ2人より少し年上で、お姉さんの存在。職務経験があり、しっかりと仕事をこなし、会議でも分かりやすい報告をする。以上3人は、パロンベ県での事業を担当。



エリザベス・カリンバカタ

(5月～)

主にボランティア事務所で管理部門の業務を補佐。事務職の経験があり、会計業務は初めてだが分からないところは積極的に質問をし、正確に仕事を進める。毎朝おしゃれな装いで登場。



* 家業の事情で休職している調整員、アンドリユー・ガレタは、次号で紹介。(編集部)

事務局から

報告

◇組織

○3月30日、不忍通りふれあい館で2019年度第1回理事会を開催。2019年度年次総会の議案を承認。

○3月30日、不忍通りふれあい館で2019年度年次総会を開催(p.6 参照)。

◇支援

○3月22日、公益財団法人 日本国際協力財団(JICF)から「パロンベ県における子どもの健康を守る保護者の活動形成事業」への助成決定の通知。197万4085円(7月に事業を開始)。

◇国内活動

○4月16日、慶應大学湘南藤沢キャンパスの研究会「アフリカに学ぶレジリエントな人間と環境共生」で、代表理事 永岡宏昌がケニアの背景情報と活動についてトーク。

人の動き ～6月24日

○3月27日、代表理事(兼 事業責任者)永岡がマラウイから帰国。

○4月22日～5月5日、永岡がマラウイに出張。

○5月2日、インターン(準スタッフ)杉田理沙(すぎた りさ)がマラウイで業務を開始。

○5月27日～6月9日、永岡がマラウイに出張。

○6月21日、インターン(準スタッフ)大城良美(おおしろ よしみ)をマラウイに派遣。

お知らせ

○9月28日～29日、東京・お台場センタープロムナードで開催される、グローバルフェスタ JAPAN 2019 に今年も出展します。ブースの位置など詳細については、次号でお知らせします。

■次号は9月に発行の予定です。

CanDo アフリカ [第87号]

2019年7月1日発行(7月22日改訂)

発行人:

永岡宏昌

編集人: 佐久間典子

発行:

特定非営利活動法人アフリカ地域開発市民の会 (CanDo)
〒110-0001 東京都台東区谷中2-9-14 第2森川ビル B号室

電話/FAX:

03-3822-1041

電子メール:

tokyo@cando.or.jp

ウェブサイト:

http://www.cando.or.jp/

郵便振替:

口座番号 00150-2-15129 加入者名 アフリカ地域開発市民の会